経営診断受診促進事業助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会

平成２９年３月２２日改正

(目　　的)

第１条　 この要綱は、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。)が行う、総合的な経営診断の受診を促進するための助成金(以下「助成金」という。)交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第２条 助成対象は、鳥ト協会員の中小トラック運送事業者(以下「会員事業者」という。)であって、中小企業診断士等が実施する(公社)全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）標準経営診断システムによる総合的な経営診断(以下「経営診断」という。)および、経営診断結果に基づく経営改善相談（以下「経営改善相談」という。）を受診した会員事業者(以下「受診事業者」という。)とする。

２　 前項の中小企業診断士等は、全ト協との契約がある者または鳥ト協が推薦し全ト協が認めた者とする。

(助成対象経費)

第３条 助成対象経費は、各年度の別途指定する期間の、経営診断受診料および経営改善相談料および交通費・宿泊費等とする。

　　　　　ただし、経営診断受診料および経営改善相談料は、全ト協が契約した中小企業診断士等との料金を上限とする。

２　　前項の助成対象経費の消費税は助成の対象外とする。

(助成金の交付額)

第４条 助成金の交付額は、前３条の助成対象経費全額とする。

　　　　　 ただし、全ト協助成金が受けられる場合は、全ト協助成金を優先し残る助成金を交付金会計で交付する。

(経営診断・受診申込み)

第５条　　会員事業者が経営診断を受診しようとするときは、適用の可否について鳥ト協の確認を得た上で、様式１の「経営診断受診申込書」(以下「診断申込書」という。)を、別途指定する日までに鳥ト協に提出する。

　　　　　ただし、予算の範囲内とする。

(経営診断・受診申込み受付通知)

第６条　　全ト協または鳥ト協が認めたときは、鳥ト協は、様式４の「経営診断受診申込受付通知書」により、会員事業者に通知する。

(経営診断・助成金交付請求)

第７条　　受診事業者が、助成金の交付を受けようとするときは、経営診断の受診完了後、様式５の「経営診断受診促進助成金交付請求書」(以下「診断請求書」という。)を、直ちに鳥ト協に提出しなければならない。

　　　２　　前項の診断請求書に必要な添付書類は、別に定める。

(経営診断・助成金交付)

第８条　　鳥ト協は、前条の診断請求書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、　　　　適当と認めたときは、必要に応じて全ト協へ助成金請求を行い、全ト協より助成　　　　金が交付された後、受診事業者へ助成金を交付する。

２　　鳥ト協は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(経営改善相談・申込み)

第９条　　経営診断受診後、受診事業者が経営改善相談を希望するときは、様式７の「経営改善相談申込書」(以下「相談申込書」という。)鳥ト協に提出する。

(経営改善相談・申込み受付通知)

第10条　　全ト協または鳥ト協が認めたときは、鳥ト協は、様式10の「経営改善相談受付通知書」により受診事業者に通知する。

(経営改善相談・助成金交付請求)

第11条　　受診事業者が、助成金の交付を受けようとするときは、経営改善相談終了後、様式11の「経営改善相談助成金交付請求書」（以下「相談請求書」という。）に診断費用支払の書類を添付の上、直ちに鳥ト協に提出する。

２　　当該経営改善相談を全ト協指定の中小企業診断士等以外の者が実施した場合は、上記添付書類に加えて、当該相談実施者が作成した経営改善相談実施記録（任意書式）を添付するものとする。

３ 前項の相談請求書に必要な添付書類は、別に定める。

(経営改善相談・助成金交付)

第12条　　鳥ト協は、前条の相談請求書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、必要に応じて全ト協へ助成金請求を行い、全ト協より助成金が交付された後、受診事業者へ助成金を交付する。

２　　鳥ト協は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(経営診断受診・経営改善相談申込みの取下げ)

第13条　　経営診断受診申込受付後または経営改善相談申込受付後に会員事業者が経営診断受診または経営改善相談を辞退する場合、会員事業者は、速やかに様式７の「経営診断受診・経営改善相談取下届出書」を鳥ト協に提出する。

（助成金の返還）

第14条　鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（１）この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

（２）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

２ 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第15条　　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は鳥ト協が別に定める。

　　　　　　また、全ト協の助成金については、全ト協が定めた経営診断受診促進事業助成金交付要綱および要領も適用する。

附　則

本要綱は平成２５年４月１日より改正する。

本要綱は平成２９年４月１日より改正する。

令和５年８月８日 一部改正（令和５年４月１日施行） 第11条